

松田ブランド認定品募集要項

1. 松田ブランド認定事業とは

「松田ブランド認定事業」は、大都市近郊に位置し、かつ豊かな自然を有する松田町を広く発信するために開発された産品等を認定することにより、町のイメージアップと産業振興を図ることを目的としています。

2. 認定申請について

(1) 認定対象

認定対象は、次の各号のいずれかに該当する商品及び松田の地域資源に関連付けられた経済的価値のある、申請者がその権利を所有するものに限りします。

- ①松田生まれ（松田町内で生産されたもの又は採(補)れたものを原料として使用したもの）
- ②松田育ち（松田町内で加工されたもの）
- ③松田発（松田町内に存するものが発売元、発信元となっているもの）

(2) スケジュール

- ①募集期間 令和3年 8月16日（月）～9月30日（木）
- ②事業者向け説明 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から説明会はいませんので、町ホームページに掲載する資料を確認の上、質問がある場合は、同ページ内のフォームを通じて受付し、回答することとします。
- ③モニタリング会 10月中旬（予定）
開催が困難な場合には、個別に対応します。
※申請事業者様の御出席の必要はありません。
- ④審査会 10月下旬（予定）
会議の開催が困難な場合には、個別に対応します。
※申請事業者様には、商品についてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- ⑤発表 11月下旬（予定）
まつだ産業まつりにて新規認定品の発表を行います。
※新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、まつり開催が中止又は延期になる場合があります。

(3) 松田ブランド認定要領・認定基準

別添「松田ブランド認定要領」「松田ブランド認定基準」を御参照ください。

(4) 選考方法

- ①一般公募のモニターにより構成されるモニタリング会において、松田ブランドモニタリングシートに基づき採点する。
- ②松田ブランド認定委員会による審査会を開催し、生産者によるプレゼンテーション内容を松田ブランド認定基準に則った審査項目に基づき審査をする。

(5) 申請に関する留意事項

- ①書類は返却いたしません。必要な場合は必ず申請者側で複写などをお取りください。
- ②申請品が認定された場合、申請者は「松田ブランド認定事業」において実施するイベントなどで申請品を展示する必要があることを事前に了承するものとします。
- ③申請品が認定された場合、申請品の写真や説明文等をホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道等に使用することを事前に了承するものとします。

(7) 申請必要書類等

- ①松田ブランド認定申請書（第1号様式）
- ②誓約書（第2号様式）
- ③松田ブランド認定申請品「PRシート」及び「チェックシート」
- ④許認可を必要とする事業者の場合は、事業に必要な許可書等の写し
- ⑤その他任意の書類（カタログ・パンフレット等）
- ⑥申請品のサンプル（モニタリング会10名分、審査会15名分）※
（※⑥については、別途指定する日にお持ちください。）

(8) 申請先・お問い合わせ先

所定の申請用紙に必要事項を記入し、直接下記申請先に持参するか、郵送により応募してください。

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場観光経済課内
松田ブランド認定委員会事務局

T E L 0465-83-1228

F A X 0465-83-5031

メールアドレス kankou@town.matsuda.kanagawa.jp